堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)2019-2023計画」(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO	ご意見の要旨	市の考え方
◎取り組みの基本方針 ＜法律に合わせて強化する取り組み＞のたばこについて		
1	「法律では、望まない受動喫煙の防止を図るため」とありますが、「望まない」という表現は、公衆衛生及び医科学の観点からして、正しくない、間違った認識・表現ですので削除してください。	該当部分は、公布された健康増進法の一部を改正する法律の概要をお示しするため、『健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)概要』の改正の趣旨を抜粋しております。
2	全ての 非喫煙者を受動喫煙の危害から守ることが、健康増進施策の責務のはずですので、本計画の「健康さかい21(第2次)」から「望まない」の削除をよろしくお願いします。	
3	やみくもに国より厳しい過剰な規制をめざすのではなく、まずは、国の規制内容の範囲の中で、堺市の実態を踏まえた合理的かつ実効性のある計画(案)にしてください。	受動喫煙対策については、健康増進法の一部を改正する法律に基づき、広く市民や市内の事業所等に対し、周知・啓発を行うとともに、庁内関係課をはじめ、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者と相互に連携しながら、取り組んでまいります。
4	国法である改正健康増進法を順守するために「改正健康増進法の周知徹底」こそが国や大阪府、堺市の責務ではないでしょうか。	
○分野別取り組み 「たばこ」 について		
5	健康問題は、決して「たばこ」だけが解決策ではないと思います。環境や食べ物、そして体質など、もっと幅広く、バランス的に捉えるべきではないでしょうか。	本計画(案)では、生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本的要素となる「健康チェック」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「こころの健康」、「たばこ」、「アルコール」、「歯と口の健康」に関する生活習慣の改善が重要であると認識し、分野別に取り組み目標を定め、推進することとしております。
6	健康へのリスク要因は、たばこに限ったことだけではありません。食べ物や環境、ストレスなど様々な複合的なリスク要因の影響が大きいと考えます。たばこだけを悪者扱いにして排除するような偏った考えには疑問を感じています。	
7	喫煙者の禁煙治療の助成、特に、子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のために、禁煙外来治療費助成事業を設けてはどうでしょうか。	ご提案の内容をはじめ、喫煙者に対する禁煙支援施策については、幅広い視点から考えてまいります。

堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)2019-2023計画」(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO	ご意見の要旨	市の考え方
○分野別取り組み「たばこ」の重点的取り組み目標 「まずは禁煙実行、そして受動喫煙をなくす」について		
8	禁煙と受動喫煙をなくすは全く別の次元の話です。堺市は世の中から喫煙者をなくす(たばこをなくす)ことで受動喫煙を無くそうと考えているように捉えられ、削除修正を求めます。	本計画(案)では、生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するために、健康づくりの基本的要素の一つである「たばこ」については、禁煙指導と受動喫煙を防ぐことが重要であるとしております。 世界保健機関(WHO)の国際疾病分類第10 版(ICD-10)には、「たばこの依存症候群」が、米国精神医学会診断基準第5 版(DSM-5)には、「たばこの使用障害」が疾患に分類されており、やめたくてもやめられない喫煙は、「ニコチン依存症」という病気であり、医療保険が使える場合があります。 健康日本21(第2次)においても、喫煙は、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病、歯周病、周産期の異常等の原因であり、受動喫煙も、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群等の原因であるとされています。 また、「たばこは、日本人の疾病と死亡の原因として、最大かつ回避可能な単一の原因である。」と示しています。 国立がん研究センターは、『科学的根拠に基づいた「日本人のためのがん予防法」』の中で、「日本人を対象とした研究に基づいて、喫煙により、がん全体のリスクが上がることは“確実”と評価した」と示されています。 以上のことから、「禁煙」と「受動喫煙を防ぐこと」を重点的取り組み目標とし、健診をはじめとした様々な場面で、喫煙と受動喫煙の害について情報提供を行い、健康づくりにつながるよう、施策を進めてまいります。 ご意見のとおり、禁煙対策と受動喫煙防止対策は、それぞれの施策として推進しており、ご意見を参考に文言の検討を行ってまいります。
9	行政が個人の嗜好にまで踏み込むかのような、市民に誤った認識を与える可能性のある記載には反対いたします。	
10	「まずは禁煙を実行」との記載からは、行政が個人の嗜好にまで踏み込んでいると捉えられます。たばこを吸う吸わないは、大人が自分の判断に基づき自由に選択できるべきです。行政が、たばこを止めたくない人にまで無理やりたばこをやめさせるようなことはしないでください。	
11	「たばこをやめたい人に対して、禁煙指導や啓発をおこなう」というのでしたら、理解できますが、喫煙者すべてに対し個人の自由を奪おうとするようなことは到底受け入れることはできません。	
12	受動喫煙を無くすことは社会全体で取り組まなければならない課題であり、行政主導で進めるべきものですので、「望まない受動喫煙をなくし、禁煙を勧める」に修正するべきです。	
13	「まずは禁煙実行、そして受動喫煙をなくす」の文面を「禁煙希望者への禁煙支援(実行)、そして望まない受動喫煙をなくす」に変更してほしい。	
14	中長期的にも費用効果の高い禁煙推進と受動喫煙対策は、84%を超える非喫煙の市民・府民の健康を守り、健康寿命の延伸やCOPD予防、疾病や重症化予防などのためにも必須です。	

堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)2019-2023計画」(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO	ご意見の要旨	市の考え方
○分野別取り組み「たばこ」の加熱式たばこに関する記述について		
15	健康に対する計画で加熱式とは言えタバコを勧める事ができないのは理解できますが、まだわかっていないものに対して吸わないことが一番だと言われると使っている側としては嫌な気分になります。	『加熱式たばこにおける科学的知見』(厚生労働省)では、「加熱式たばこの主流煙には、ニコチンやいくつかの発がん性物質が含まれていることが示されており、加熱式たばこの主流煙には健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかである。」とされています。 一方で、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響の予測は困難とされています。 『加熱式たばこに関するWHOの見解及び各国における規制状況』(厚生労働省)では、「たばこ葉を含むすべてのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様、たばこに関する政策や規制の対象とするべきである。」と明記されています。 これらのことから、加熱式たばこも葉たばこ製品であり、喫煙を推奨することはできません。 喫煙される方々には、様々な機会や場面を捉えて禁煙する必要性をお伝えして行きたいと考えております。 また、加熱式たばこに関する新たな知見等については、丁寧な情報提供を心がけてまいります。 ご意見を踏まえ、文言については検討を行ってまいります。
16	「加熱式たばこも吸わないことが一番です」としている理由をより明確にしてください。	
17	加熱式たばこにおける能動喫煙/受動喫煙に伴う疾病発症等の健康影響については科学的に明らかになっていないものと承知しております。 各自治体におけるたばこ対策につきましては、国の見解に則り進められていくべきものだと考えております。	
18	疾病発症等の健康影響については「健康懸念物質が含まれる/含まれない」だけで判断されるべきものではないと考える。記載内容は、「健康懸念物質と人体への健康影響の考え方」に関して市民等へ誤解を与える表現となっているのではないか。	
19	記載内容は、加熱式たばこが健康に影響を及ぼすと堺市が明言していると捉えられます。国がまだ、明らかでないと言っているのに、根拠もなくこのような一方的な記載はやめるべきです。	
20	健康影響が明らかでない加熱式たばこについて、市民等に誤った認識を与える可能性のある記載は削除、もしくは国が公表している見解に沿う形に修正されるべきと考えます。	
21	「参考情報」として修正文案を掲載してはどうか。 (修正文案)加熱式たばこについては、主流煙には健康影響を与える有害物質が含まれていることが明らかですが、いまだ疾病発症等の健康影響については科学的には明らかになっておりません。加熱式たばこが及ぼす健康影響については世界でも研究が始まったばかりです。今後も健康への影響について、調査が進んでいくと考えられますので、動向を注視していきます。	
22	加熱式たばこは、いくつも種類があり一括りにするのは疑問です。	
23	加熱式タバコは火も付かないのに、紙巻きたばこと同じように扱うのはどうかと思います。	

堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)2019-2023計画」(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO	ご意見の要旨	市の考え方
○分野別取り組み「たばこ」の指標について		
24	「受動喫煙の機会を有する子どもの割合」、「受動喫煙の機会を有する者の割合」の目標値は、ともに0%が望ましいです。	ご意見のとおり、0%がめざすべきところではありますが、平成26年3月作成時の目標値を、当面の到達目標として設定をしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
25	禁煙飲食店が増えることは、市民の健康増進に多大に寄与することでしょうし、受動喫煙防止のメルクマールでもあるので、禁煙飲食店舗数を数値目標値に入れて、飲食店への啓発・要請に力を入れることにしてはどうでしょうか。	今後、飲食店については原則屋内禁煙になっていくことから、喫煙可能な飲食店に対して喫煙の害や受動喫煙の害について啓発を行ってまいります。
○分野別取り組み「たばこ」の ＜自らの健康づくり＞について		
26	喫煙の害(リスク)と「受動喫煙の害(リスク)は同じなのでしょうか。 「喫煙のリスクを知りましょう」「受動喫煙のリスクを知りましょう」とするべきです。	喫煙の健康影響も、受動喫煙の健康影響も、どちらも同じように知っていただくよう啓発を行っているため、併記しております。
◎参考資料 20歳以上の市民における〔受動喫煙の機会有無〕について		
27	参考資料の中に、受動喫煙のあった場所について「路上が60.8%、と最も多く、次いで家庭が42.6%」と記載があるが、屋外と屋内を同列にした調査は不適切です。堺市は受動喫煙の影響は屋内も屋外も同じと考えておられるのでしょうか。	調査は、現状を把握し、評価を行うために実施したものです。 ご意見のとおり、受動喫煙の影響は、屋内と屋外では異なると考えております。
◎その他のご意見		
28	たばこを吸う人には、もっと場所を確保してあげ、マナー良く喫煙をしていただきたい。マナーを守ったうえでの喫煙は当然のことと考えています。	受動喫煙の防止にあたっては、市民の理解と受動喫煙を防止するための環境の整備が必要であると考えております。 そのため、喫煙と受動喫煙の害について広く市民に啓発するとともに、庁内関係課をはじめ市内の施設等の管理権原者その他の関係者の方々と相互に連携し、受動喫煙の防止に取り組んでまいりたいと考えております。
29	喫煙者は、たばこを吸わない方々のことも理解していますし、マナーやルールを守りたばこを吸わない方々への配慮もしています。	
30	たばこ税として、自治体の収入を得ておきながら、その税の元であるたばこを否定するというのは、どのような理屈から成り立っているのか。	
31	分煙を適切に進めていくことが大切で、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる仕組みが大切と考えています。	改正健康増進法において、喫煙目的施設は、多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものとされております。 市内の事業所等に対し、周知・啓発を行うとともに、庁内関係課をはじめ、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者と相互に連携しながら、取り組んでまいります。
32	たばこを吸う人も、吸わない人も共存できる堺市役所であって欲しいと考えます。	
33	堺市内の私鉄・JRでは構内完全禁煙が実施されていますが、構内から出てすぐの喫煙による受動喫煙や吸い殻のポイ捨てが目立つ。現在、何駅かには喫煙ブースが設けられているが、増やすことが出来ないのか。一日の乗車数のトップ10くらいの駅くらいは設置を希望する。	
34	路上喫煙禁止区域等には喫煙コーナーを必ず設置して頂きたい。	
35	歩きタバコ・路上喫煙の禁止だけでなく、通路際の灰皿設置(コンビニやタバコ店を含め)を禁止とするよう望む。	

堺市健康増進計画「健康さかい21(第2次)2019-2023計画」(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

NO	ご意見の要旨	市の考え方
◎その他のご意見		
36	加熱式たばこを紙巻きたばこと同様の規制をかけず、規制する根拠が明確になるまでは、規制対象外の扱いをお願いします。	現在、改正健康増進法において、加熱式たばこは指定たばこに位置づけられており、紙巻きたばこと取り扱いが異なっております。
37	法律より厳しい条例案を考えている自治体があるようですが、自治体ごとで法律と条例が異なると、我々市民は混乱するのは必至である。従って、法律と異なるような条例は制定しないでほしい。	現在、大阪府受動喫煙防止条例の制定について、大阪府が中心となり検討しております。 いただいたご意見を参考に、引き続き、大阪府と協議してまいります。
38	堺市におかれても、他府県でも進められている条例及び案を超える大阪府受動喫煙防止条例の制定に府と連携したご尽力をお願いします。	
39	子どもへの受動喫煙は、子どもへの虐待でもあり、自家用車内や家庭内での受動喫煙防止規定が必要です(大阪府子どもの受動喫煙防止条例では具体的実効性が欠けています)。	
40	条例には、子どもや妊婦、健康弱者等を受動喫煙から守るために、公園だけでなく、遊園地、動物園、遊泳場、屋外スポーツ施設、スタジアム、自家用車内などの禁煙を含めるべき。	
41	飲食店など国の規制を上まわる独自の受動喫煙防止条例を作ろうとしています。堺市では、決してこのような過剰施策が行われることのないよう切にお願いするところです。	
42	小規模飲食店にも、猶予期間・経過措置を設けての「禁煙の努力義務」を課する(3年後くらいに義務化する)ことを望む。	
43	小規模店や個人経営店にあっては、堺市独自施策としてでも全面禁煙への改装費などの助成制度を設けるよう望む。(千葉市、鳥取県で助成制度があります。)	
44	中小・零細の飲食店等に対して、「店内は全て禁煙」といったように行政が一方的に数値目標を掲げ介入するような条例はいかがなものかと思います。 たばこを吸う人も吸わない人も飲食店にとっては大切なお客様です。大切なお客様をどうもてなすかは経営者の判断に任せるべきであると思います。経営者の意思として「当店は喫煙可」「当店は禁煙」のように店外に明確な表示を出せば、たばこを吸う人、吸わない人双方も利用しやすく、問題はないと思います。どうか事業者の意思も反映できる計画としていただくようお願いします。	

提出された意見は、適宜整理し、要約しています。

また、賛否の結論だけを示しただけの意見や計画案の直接関係がないもの、趣旨が不明瞭なもの等については市の考え方を示していないものがあります。